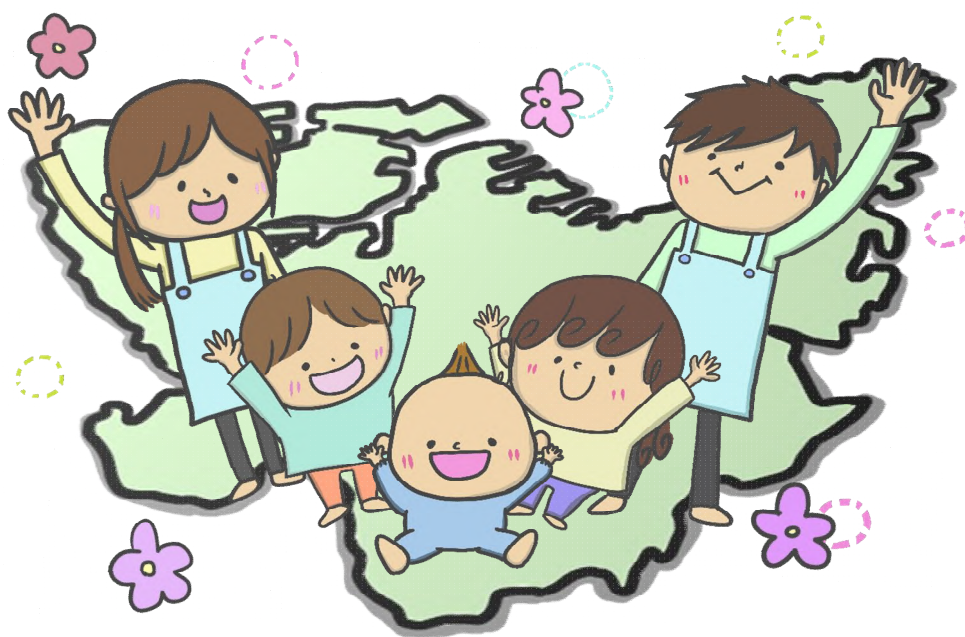


令和7年度

北九州市

直営保育所のしおり



保育所名

所在地

TEL ()

携帯TEL ()

目次

北九州市立直営保育所 保育理念・基本方針.....	1
保育所の日.....	2
ごあんない	3
• 保育所の休日、休園について	
• 避難情報発令時について	
• 緊急時等に使用するアプリについて	
• 開所時間について	
• 延長保育について	
• 保育料、副食費について	
健康及び安全.....	5
• お子さんの健康状態について	
• 嘱託医による健康診断について	
• 安全への備え	
• 個人情報について	
• 苦情解決のための窓口等の設置について	
• 安全管理	
• 職員研修体制	
家庭との連携	7
• 連絡ノートについて	
• おたよりについて	
• 懇談について	
• 緊急連絡先について	
• 保育所からのおねがい	
• すこやかな成長のために	
• 提出書類について	
子育てのポイント.....	9
保育所に与薬を依頼する保護者の皆様へ.....	11
別紙1 保護者の方へ	
保育所の給食.....	13
1 給食の内容について	
2 献立表について	
3 アレルギーの対応について	
保育実習生・保育士体験・ボランティアの受け入れについて.....	14
別紙2 【きっずノート】登録のお知らせ	15
別紙3 保育所（園）における感染症の取扱い.....	17

北九州市立直営保育所

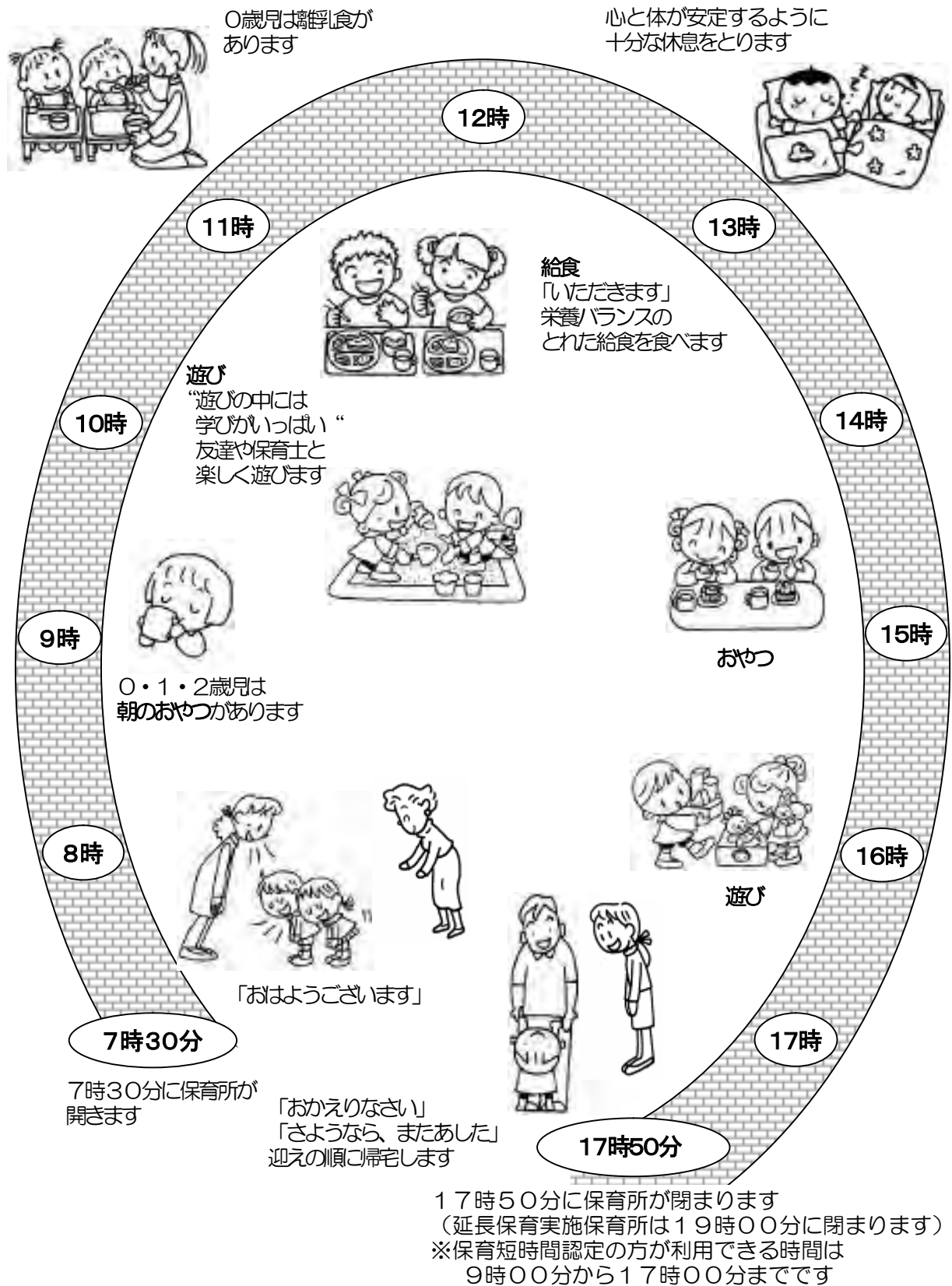
保育理念

- 児童福祉施設として子どもの最善の利益を考慮し
豊かな人間性をもった子どもを育成します。
- 家庭や地域と連携して子育てを支援します。

基本方針

- 家庭との連携の下、子どもが健康で安全に情緒の
安定した生活ができる環境を用意し、養護及び教育
を一体的に行い、子どもの健全な心身の発達を図り
ます。
- 保育所の特性や保育士等の専門性を生かし、家庭
や地域と連携しながら、子どもの育ちを支えます。

保育所の日



ごあんない

◆保育所の休日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）です。

＊台風や地震など災害時は、緊急に迎えなどの連絡をすることがあります。

＊感染症の流行の状況によっては拡大防止のため、休みなどの協力をお願いすることもあります。

◆避難情報発令対象区域内の保育所は避難指示発令時には休園となりますので、北九州市のホームページ「直営保育所情報」で最新の状況をご確認ください。

＜避難情報発令対象区域内の保育所＞

【小倉北区】東篠崎保育所・今町保育所

【小倉南区】徳力保育所・徳吉保育所 【八幡東区】堂山保育所

◆緊急時などに使用する連絡アプリについて

＊保育所から緊急連絡が届きます。保育所からのお知らせを閲覧できます。

＊「きっずノート」登録をお願いします。（別紙2）

◆開所時間は、7時30分～17時50分です。

＊保育標準時間認定の方は保育所の開所時間（延長保育開所時間を除く）の範囲内で1日概ね11時間までの保育を利用できます。

＊保育短時間認定の方は9時00分から17時00分までの間の利用となります。

◆延長保育を実施している保育所は次のとおりです。

＊実施保育所の開所時間は7時30分～19時00分です。

＜実施保育所＞

【門司区】新門司保育所 【小倉北区】下富野保育所・今町保育所

【小倉南区】徳力保育所・蜷田保育所・貫保育所 【若松区】若松コスモス保育所

【八幡西区】黒崎保育所・折尾保育所 【戸畑区】西戸畑保育所

＊延長保育を利用する方は別途、延長保育料（月額2,500円）が必要です。



◆保育料について

- * 保育料は、子どもの年齢（年度当初の年齢）、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）、父母等扶養義務者の市民税額（4月～8月は前年度の市民税額、9月～3月は当年度の市民税額）の合計額により決定します。
- * 令和元年10月1日から3～5歳までの保育所等を利用する子どもの利用料が無償化されました。
子どもの年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、その年度途中は3歳未満児の額を適用します。
- * 月末（納期限）までにお支払いください。
口座振替の手続きをお願いしています。
（北九州市 HP 保育料の Web 口座振替受付サービスから手続きができます。
用紙での申請の場合は区役所、または銀行等での手続きになります。）
- * 金融機関に入金できない場合は、保育所でも納入できます。
- * 保育所に在籍している場合は出席していなくても保育料は全納していただきます。
月の途中で利用を終了する場合には、日割り計算としますので、終了日をお早めにお知らせください。
- * 保育標準時間を超える延長保育利用分（延長保育実施保育所）は、月額2,500円です。
- * 短時間保育の時間帯を超える延長料金については、お問い合わせください。

◆副食費について

- * 3～5歳児クラスに在籍する子どもの保育料は無料ですが、副食費（おかず代等）をお支払いいただいています。月額4,500円です。
- * 月末（納期限）までにお支払いください。口座振替の手続きをお願いしています。
- * 副食費の口座振替の希望をされる方は、保育料の口座振替の有無にかかわらず、別途手続きが必要です。（口座振替の用紙は、保育所にあります）



健康及び安全

◆お子さんの健康状態に気をつけましょう。

- * 保育所で発熱したり、下痢や嘔吐をしたりする等、体調がよくない時、機嫌が悪い時やいつもと様子が違う時は連絡します。
- * 家庭での発熱や身体の異常（下痢・嘔吐・発疹など）に気付いたら、まず、かかりつけ医を受診しましょう。集団保育が可能と診断されたら登所の際にお子さんの様子を必ず保育士に伝えてください。
- * 別紙3に記載の病気の時（アタマジラミを除く）は他のお子さんに感染するのを防ぐために、治るまで休ませ、医師の許可を得た上で登所させてください。別紙3「保育所（園）における感染症の取扱い」

◆嘱託医による健康診断（年2回）を行っています。

◆4・5歳児は、歯科検診を行っています。

◆安全への備え

- * お子さんが安心して安全に過ごせるよう、安全管理マニュアルを作成しています。万が一の怪我に備えて、日本スポーツ振興センター災害共済への加入をお願いしています。

◆個人情報について

- * 個人情報の取扱いには、十分に配慮し、保育以外の目的には使用しません。
ただし、平成21年から就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料として「保育所児童保育要録」が保育所から小学校へ送付されることが義務付けられています。
- * 保育所には不適切な養育の兆候が見られた場合、区役所及び子ども総合センターに通告する義務があります。「児童虐待対応連携マニュアル」があります。
- * 保護者の皆様も他のお子さんや職員が写っている保育所の様子や行事の写真や動画をSNS等のインターネットには投稿しないようにお願いします。保育所に係る個人情報の取り扱いには十分注意してください。



◆苦情解決のための窓口等の設置について

- * 皆様からの苦情に対応する仕組みを整えています。苦情処理担当者、苦情解決責任者及び第三者委員を設置しています。苦情は、苦情処理担当者である保育所長が随時受け付けます。また、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
- * 電話、文書、面接いずれでも受け付けます。

◆安全管理

- * 緊急時に非常ボタンを押すと警備保障会社に連絡される緊急通報システムを備えています。
- * 預かりはじめの時期の0～1歳児の睡眠中において死亡事故のリスクの高いことが報告されています。SIDS（乳幼児突然死症候群）防止のために、睡眠中の子どもをきめ細かく観察し、睡眠時チェック表等に記録しています。
- * 消防署や警察署と連携を図り、子どもの安全を守るための訓練を行っています。

〈訓練計画〉

火災避難訓練	毎月 1 回実施
不審者侵入対応訓練	適時
地震・風水害対応訓練	適時
救命処置 心肺蘇生 AED（自動体外式除細動器）操作 ※AED を設置しています。	適時

◆職員研修体制

- * 保育士等の専門性の向上を図るため、研修体制を整えています。
- * 保育所内研修の他、北九州市、社会福祉研修所、北九州市保育所連盟・保育士会主催の研修等に参加しています。



家庭との連携

保育所における保育は保護者と共に子どもを育てる営みであり、子どもの一日を通した生活を視野に入れ、家庭との連携を密に行います。

◆連絡ノートについて

- * 0, 1, 2 歳児クラスは個人の連絡ノートで家庭の様子や保育所での様子を伝えあい連携を図ります。
- * 3, 4, 5 歳児クラスはその日の様子をクラスノートでお知らせします。

◆おたよりについて

- * 毎月「保育所だより」「給食だより（献立表）」
随時「食育だより」「クラスだより」「保健だより」を配布しています。

◆懇談について

- * クラス懇談、個人懇談は、年1回以上行います。
- * お子さんの育児に関して何でも遠慮なく保育所にご相談ください。

◆緊急連絡先について

- * 緊急連絡カードには、勤務先や携帯電話の番号など、日中必ず連絡の取れる番号を記入してください。
- * 急な発熱、体調不良や災害など緊急時に連絡することがあります。
緊急連絡カードに記載されている方に連絡をして、お迎えをお願いします。
- * 緊急連絡先が変わったときは、速やかにお知らせください。

◆保育所からのおねがい

- * おたより、提出物は必ず読みましょう。提出物の期限は守りましょう。
現金等の提出物は、必ず職員に手渡してください。
- * こんな時には連絡をしてください。
 - ・ 保育所を休む時・登所が遅れる時・いつもと違った人が迎えに来る時
- * 持ち物には全て名前を書きましょう。
- * 活動しやすい服や靴で登所しましょう。自分で着替えやすいものをお願いします。

◆すこやかな成長のために

- * 早寝、早起きをし、朝ごはんを食べて登所しましょう。
- * 健康に過ごすために、手洗いやうがいの習慣をつけましょう
- * 大人も子どももお互いに気持ち良くあいさつをしましょう。
- * 子どもの「やってみよう。」という気持ちを大切にしましょう。
- * 親子の触れ合いを大切にしましょう。



◆提出書類について

＊世帯の状況に変更があった時は提出書類があります。

就労先が変わったとき	教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届書 (2号・3号認定用) 就労証明書
仕事を辞めたとき	教育保育給付変更認定申請書 兼 申請内容変更届出書 (2号・3号認定用) 就労証明書
住所、氏名、電話番号 家族構成が変わったとき	教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届書 (2号・3号認定用)
保護者が変わったとき	教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届書 (2号・3号認定用)
産休に入ったとき	教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届書 (2号・3号認定用) 就労証明書 母子手帳のコピー(出産予定日)
育児休業に入ったとき	教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届書 (2号・3号認定用) 育児休業にかかる保育の継続利用申請書 就労証明書
育児明けの職場復帰をしたとき	教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届書 (2号・3号認定用) 就労証明書
退所するとき	教育・保育給付認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)
延長保育を利用するとき	延長保育利用申込書
延長保育を解除するとき	延長保育辞退届

子育てのポイント

《0歳》「だっこっていいきもち」

- ・ 寝ているより起きている時間が増えてきます。
「あかちゃんだから話してもわからない」と思っていませんか？
あかちゃんは話せなくても、聞いています。
しっかり顔を見て触れ合ったり、やさしく語りかけたりしましょう。
- ・ 周りの世界に興味が始まってきます。
口でなめたり手で触ったりするので、あかちゃんの回りはいつも清潔にして、
危険なものを置かないなど安全に気をつけましょう。
- ・ あかちゃんは気持ちを泣き声で表します。
欲求によって泣き方が違うので聞き分け応えましょう。
「おむつがぬれたかな？」「おなかがすいたかな？」
- ・ 授乳時や食事中はテレビやスマートフォンを消しましょう。



《1歳ごろ》「何かな？ちょっと行ってみよう」

- ・ 何でもしてみたい、好奇心いっぱいのいたずら盛りです。
芽生えはじめた意欲を大切にしましょう。
安心して遊ぶことができる場所や遊具を用意しましょう。
- ・ 歩くのが大好きです。
危険のないように付き添って、目を離さないようにしましょう。
- ・ 単語（マンマ）や二語文（マンマいる）などが話せるようになります。
子どもの言葉をしっかり聞いて、話しかけるときはゆっくりと話しましょう。



《2歳ごろ》「ともだちがいるよ」

- ・ 「いやだいやだ」が多くなります。
何でも自分でしようとしますが、自分の思い通りにならず、
かんしゃくを起こしたり反抗したりします。
おおらかな気持ちで受け止めましょう。
- ・ 友達関係が少しずつ広がってきます。
大人に見守られている安心感があると、友達の中に入っていきます。
危険のないように見守りましょう。
- ・ いろいろなことに関心が出てきます。
ていねいに受け応えをしていくうちに、興味、関心が広がっていきます。



《3歳ごろ》「わたしがいつも主人公」

- ・ 自分でやってみたい時期です。
まずさせて、できないところは手伝うようにしましょう。
- ・ 友達と一緒にいるのが大好きです。
けんかかもしれませんが、危険のないかぎりすぐには手を出さずに見守りましょう。
他の人の気持ちに気付くチャンスにもなります。
- ・ なんでも真似をしたがります。
どんなものにもなりきって遊べる時期です。
一緒に遊びを楽しみましょう。
- ・ 手伝いが大好きです。
手伝いたい気持ちを大切に、「ありがとう」の言葉をかけましょう。



《4歳ごろ》「わんぱく大好き」

- ・ 自分でできることが増えてきますが、したくないこともあります。
「しなさい」よりも、ほめて大人がよいお手本になりましょう。
- ・ 相手の気持ちを思いやり、我慢したりする力が育ってきます。
小さなトラブルも子どもの気持ちになって聞きましょう。
- ・ おしゃべりが盛んになります。
話す楽しさ、聞く喜びの経験ができるように、よく聞きましょう。
- ・ 冒険が大好きです。
体験は子どもの宝です。冒険心を大切にしながら、遊びのルールや、
して良いことや悪いこと、危険なことを知らせていきましょう。



《5歳ごろ》「ともだちっていいな」

- ・ 身の周りのことは、ほとんど自分でできるようになります。
せかさずにゆとりを持ってやさしい言葉をかけましょう。
- ・ 友達の存在が大きくなります。
友達との関わりの中で思いやりや、いたわりの心が育ちます。
けんかが起きても子どもに考える機会をつくり、解決をあせらず見守りましょう。
- ・ いろいろなことを試してみたい時期です。
子どもの思いつきや感動を、同じ気持ちになって受け止めましょう。



保育所に与薬を依頼する保護者の皆様へ

保育所では別紙1（保護者の方へ）にある通り、原則として薬をお預かりしていません。やむを得ず保育所で薬を与える場合は、「医師の指示」に基づいた薬に限定しています。その際には、保護者に医師名、薬の種類、処方日及び服用期間、服用方法等を具体的に記載した与薬「連絡表」を提出していただきます。

◆医師に相談

- * 受診した際に保育所に通っていることを医師に伝えてください。
- * 1日2回の服用ですむかどうかまたは、1日3回でも「朝、帰宅後、就寝前」の服用が可能かどうか相談してみてください。

◆与薬「連絡表」の提出

* 「連絡表」の提出

医師に相談した結果、保育所で与薬するように指示があった薬については、「連絡表」に、必ず保護者が必要事項を記入して提出してください。

◆薬の説明書の提出

- * 与薬できる薬は、医師が処方し、適正に調剤された薬に限ります。
薬と共に受け取った「お薬手帳」、「薬剤情報提供書」など、薬に関する説明が書かれた書類も提出してください。（コピーでも可）
市販されている薬や保護者の判断で持参した薬は対応できません。

◆与薬する薬について

- * 与薬する薬は、必ず1回分ずつに分け、お子様の名前を記入して提出してください。当日使用分のみお預かりします。なお、与薬「連絡表」、薬の説明書、薬は必ず保護者の方が保育所職員に直接手渡してください。



保護者の方へ

1. お子さんのくすりは、保護者に登園して与えていただくのが本来ですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と園側で話合いのうえ、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期すために「連絡票」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して保育園に手渡していただきます。
2. くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。
3. 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。
やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお、使用にあたっては、そのつど保護者にご連絡しますのでご了承ください。
5. 初めて使用する座薬については対応できません。
6. 「咳がでたら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園として判断できませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
7. 慢性の病気（てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎、気管支喘息などのように経過が長引くような病気）の、日常における投薬や処置については、保育所保育指針（厚生労働省）によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに、相互の連携が必要です。
8. 持参するくすりについて
 - ①医師が処方したくすりには必ず「連絡票」を添付してください。なお、「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
 - ②使用するくすりは1回ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
 - ③袋や容器にお子さんの名前を記載してください。
9. 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。

北九州市保育園(所)保健連絡協議会

平成 17 年 10 月 20 日

保育所の給食

保育所の給食は、栄養のバランスを考えて、市内統一献立を提供しています。

1 給食の内容について

(1) 内容

- ◆0 歳児は月齢に応じた離乳食です。
- ◆1～2 歳児は主食と副食（おかず）とおやつの完全給食です。
- ◆3～5 歳児は副食（おかず）とおやつです。



*主食は献立表を参考にお子さんが食べられる量のごはんやパンを持ってくるください。

ごはん：おにぎり、ふりかけごはん、炊き込みごはんなどは入れないでください。

パン：ロールパンや食パンにしてください。食べやすい大きさに切り、バターやジャムなどはつけないでください。

(2) 展示

当日の給食を展示ケースに展示しています。

毎日、降所時にお子さんと一緒にご覧ください。

2 献立表について

- ◆毎月、献立表を配布します。
- ◆献立表には献立と使用する食品を栄養素の働きごとに記載しています。
- ◆栄養量も記入していますので、家庭での食事の参考にしてください。

3 アレルギーの対応について

アレルギー疾患などで、除去が必要な場合は、医師の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をもとに、保護者、保育所長、担任、給食調理員とで四者協議をします。

お子さんの食生活について気になることがあれば、遠慮なくご相談ください。

保育実習生・保育士体験・ボランティアの受け入れについて

保育所における社会的な役割として、地域の子育て支援があります。

その役割を果たすために保育に関する情報提供、次世代人材育成を担う保育士の養成をお手伝いしています。

◆保育実習生

方針

- ・保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。

受け入れの意義

- ・保育士養成には、現場経験と現場の保育士の関りが大切であること。保育士養成の一翼を担うとともに、実習生の指導を通して保育の見直しの機会となる。
- ・様々な人との交流により、子どもにも良い影響が期待できる。

◆保育士体験

方針

- ・保育所への理解を深める。
- ・保育所の様子を知る。
- ・子どもと触れ合う中で子育ての楽しさを知る。

受け入れの意義

- ・地域の保育所に対する理解につながる。
- ・地域住民の目が入ることで利用者サイドからの評価を加えることができるとともに、運営や保育サービスの提供に客観性と透明性をもたせることができる。

◆ボランティア

方針

- ・子どもとの遊びや世話の仕方などを見たり経験したりする。

受け入れの意義

- ・子どもとの触れ合いの楽しさを感じるとともに、自分の成長の喜びを感じる。
- ・保育所と地域をつなぐ人材を育てる。
- ・様々な人との交流により、子どもにも良い影響を与える。

【きっずノート】登録のお知らせ

きっずノートの利用をご希望されるご家庭には、災害時の緊急連絡などを、きっずノートより配信致します。

【ID登録について】※ID登録は、アプリやパソコンのトップ画面「登録はこちら」よりお進みください。

【IDについて】

■IDはご家庭で1つ

IDはご家庭で1つ登録していただき施設へ利用の申請をしてください。

■ごきょうだいがいるご家庭でもIDは1つだけ

「ごきょうだい」で利用されるご家庭は、ひとつのIDで複数のお子様をご登録ください。

保護者様はお子様を切り替えて、お子様毎の連絡を確認・作成いただけます。

【登録時の注意】

■役割の選択

登録時に「役割」を選択する画面が出たら、必ず「保護者」を選択してください。

■登録の名前の表記

保護者様のお名前はフルネーム・漢字でご記入ください。（例：山田 太郎）

お子様のお名前はフルネーム・ひらがなで登録をお願いします。（例：やまだ はなこ）

■施設の検索は完全一致で！

お子様の登録時に施設を登録します。施設検索は施設名が電話番号の完全一致で可能となります。

まずはアプリを
インストール！



QRコードをスマホのカメラで
「きっずノート」で読み取ってください。

【Appストア(iPhone)】



【Playストア(Android)】



※パソコンの方はアプリのインストールは不要です。

<https://www.kidsnote.com>よりお使いいただけます。

■スマートフォンの場合

- アプリをインストールしたら「登録」を開始します。

※プッシュ通知を許可してください！

(まっすノートへの送信をリアルタイムに知ることができます。)



■スマートフォンの以外の場合

■パソコンの場合

パソコンでのご利用が可能です。<https://www.kidsnote.com>にアクセスし、ご利用ください。

パソコンでご利用の場合はアプリのダウンロードは必要ありません。「登録はこちらから」より登録を進めてください。

■フューチャーフォン（ガラケー）をご利用の場合

パソコンから <https://www.kidsnote.com> にアクセスし、ID を登録してください。

メールアドレスを登録の際、フューチャーフォン（ガラケー）で受け取れるメールアドレスをご登録ください。

画からのお知らせ等の本文が、ご登録されたメールアドレスに届きます。

*迷惑メール防止のためメールの受信設定をしている場合は、「@kidsnote.com」のドメイン指定解除を行ってください。

ドメイン指定解除方法については、お使いの携帯電話会社にお問い合わせください。

*画像や添付文書をご覧になる場合は、パソコン・タブレットから閲覧ください。



登録後に ID とパスワードを忘れてしまったら・・・

- ID はご自分で検索することが可能です⇒ログイン画面の「ID の検索」より登録時の名前とメールアドレスを入力し検索
- パスワードは自分で再設定することが可能です⇒ID とメールアドレスを入力して再設定



保育所(園)における感染症の取り扱い

別紙 3

「保育所における感染症対策ガイドライン(2023 年 5 月一部改訂版)」より

感染症名	潜伏期間	登園のめやす	特記
麻疹(はしか)	8~12 日	解熱後 3 日を経過していること	予防接種をしましょう
インフルエンザ	1~4 日	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること。(乳幼児にあつては、3 日経過していること)	予防接種があります(有料)
風しん	16~18 日	発しんが消失していること	予防接種をしましょう
水痘(水ぼうそう)	14~16 日	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること	予防接種をしましょう
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16~18 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること	予防接種があります(有料)
結核	3 ヶ月~数 10 年	医師により感染の恐れがないと認められていること	BCGをしましょう
咽頭結膜熱(プール熱)	2~14 日	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること	
流行性角結膜炎	2~14 日	結膜炎の症状が消失していること	
百日咳	7~10 日	特有の咳が消失している又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること	予防接種をしましょう
腸管出血性大腸菌感染症 (O157, O26, O111 等)	10 時間~6 日 O157は主に 3~4 日	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)	
急性出血性結膜炎	平均 24 時間 または 2~3 日	医師により感染の恐れがないと認められていること	
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	4 日以内	医師により感染の恐れがないと認められていること	
溶連菌感染症	2~5 日 7~10 日(とびひ)	抗菌薬内服後 24~48 時間を経過していること	薬は最後まで飲みましょう
マイコプラズマ肺炎	2~3 週	発熱や激しい咳が治まっていること	
手足口病	3~6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
伝染性紅斑(りんご病)	4~14 日	全身状態が良いこと	直射日光に当たらないようにしましょう
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス)	12~48 時間	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	
ウイルス性胃腸炎 (ロタウイルス)	1~3 日	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	予防接種があります(有料)
ヘルパンギーナ	3~6 日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
RSウイルス感染症	4~6 日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	
帯状疱疹	不定	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること	
突発性発しん	9~10 日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと	
アタマジラミ症	10~30 日 約 7 日で孵化	駆除につとめながら登園可能	タオルやブラシ、シーツ等の共用はやめましょう
新型コロナウイルス感染症	5 日~14 日	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日経過すること	



—大切な命を共に育んでいきましょう—

